

九州・山口地域における 農林水産業の振興に関する要望

平成28年6月

一般社団法人 九州経済連合会



会長 麻生 泰

農林水産
委員長 小池 光一

九州・山口地域における農林水産業の振興に関する要望

平成 28 年 6 月 14 日
一般社団法人 九州経済連合会

九州・山口地域の農林水産業は、農業生産額が全国の約22%、林業が約21%、水産業が約26%と大きなウェイトを占め、わが国の「農林水産物の供給基地」としての役割を担っております。

しかしながら、当地域の農林水産業は、従事者の高齢化や後継者難、所得水準の低さ等多くの課題を抱えております。

これらの課題を解決するため、関係機関におかれましては鋭意努力頂いておりますが、課題解決には未だ道半ばの状況でございます。

また、今般の平成28年(2016年)熊本地震において、当地域の農林水産業は甚大な損害を被りました。本要望におきましても、地域の要望をつぶさにお聞きした上で、震災対応として別枠にて要望項目をしたためさせていただきます。

つきましては、こうした事情をお汲み取り頂きまして、熊本・大分地域の復旧・復興ひいては九州・山口地域の農林水産業の振興に特段のご配慮を賜りますよう強く要望申し上げます。

1. 農業・畜産関係要望

(1) 熊本地震対応

① 農業用水に関するインフラの早期復旧

- ・ ため池、水路などの毀損により、安定した農業用水が確保できなくなった地域が発生しており、まずは農業用水に関するインフラの早期復旧を望む。
- ・ また、農業用水確保のため発生した、散水車や井戸の掘削などの費用を復旧支援の中で対応。

② 設備の性能向上や地域の農畜産業の強化などの、原状回復を超えた部分に対する支援

- ・ 余震が続き、未だ安全宣言がなされていない中で安心して仕事ができるよう、設備の免震化、耐震化まで復旧支援の中で対応。
- ・ また、震災地域の区画整理に伴う農業団地の設営、小規模農家・酪農家の集約など、クラスター化や6次産業化を見据えた地域の農畜産業の強化についても復旧支援の中で対応。

③ 直接損害、追加費用に対する補償

- ・ 地震発生直後に生じた原材料、商品の廃棄などによる直接損害に加え、工場・事務所などの仮設設備や従業員向け仮設住宅の設置、従業員の追加雇用など、早期の事業開始に必要であった費用についても復旧支援の中で対応。

(2) 農業関係要望

① 輸出相手国に対する検疫条件改善及び放射能検査の簡素化の働きかけ

- ・ 輸出先国の植物防疫官を日本に常駐させるなど、輸出先の植物検疫を免除。
- ・ 特に、中国に対する非関税障壁の緩和・撤廃を、省庁を超えたオールジャパンの体制で要求。

② グローバルGAP取得支援制度の拡充

- ・ 輸出拡大に向けた国際競争力の強化のため、取得支援制度を更に拡充。
- ・ 農業高校や農業大学校などの人材育成機関でグローバルGAPに関する教育を積極的に推進。

③ 農地所有適格法人ではない企業による農地所有権の取得許可

- ・ 長期的で安定的な経営を可能にするため、希望する企業には以下の条件を付けて農地所有を許可。

(条 件)

- ・ 一定期間の農業経営実績があり、今後事業の継続が見込まれること。
- ・ 農地を耕作放棄、及び転用した企業には、農地への原状回復が可能な額の課徴金の支払いを義務付けること。

- ④ 企業による農地所有適格法人への出資制限を緩和
 - ・ 経営規模の拡大や効率化促進のため、一定の農業経営実績があるなどの条件付きで出資を許可。
- ⑤ 企業による農業参入に対応する金融商品への支援制度の拡充
 - ・ 融資制度に対する利子補給などの支援制度を拡充。
- ⑥ 再生可能エネルギーを利用した設備導入への補助率引き上げ
 - ・ 再生可能エネルギーを利用した設備導入促進のため、初期投資に対する補助比率を引き上げ。
- ⑦ 農地所有適格法人ではない企業で実施される人材育成への補助
 - ・ 幅広い業種で人材育成を推進するため、インターンシップ受け入れなどの人材育成に関する費用は、農地所有適格法人と同じ条件で補助を受けることが出来るよう制度を拡充。

(3) 畜産関係要望

- ① 肉用子牛生産者の経営安定、新規参入促進に向けた対応
 - ・ 肉用牛繁殖経営支援事業の発動基準を実際の経営に即した水準に見直し。
 - ・ 肉用子牛生産者補給金の活用とともに、国内における安定した子牛生産が可能になるよう対策を拡充。
 - ・ 子牛繁殖事業への新規参入促進及び担い手の確保のため、初期投資への補助や、繁殖技術の継承のための人材育成政策を更に拡充。
- ② 肉用牛肥育経営及び養豚経営の安定化に向けた対応
 - i) TPP対策として取り纏められた、牛・豚マルキン制度の早期法制化
 - ii) 配合飼料価格安定基金の抜本的な見直し
 - ・ 配合飼料価格安定制度は、商系、全農系、専門農協系など運営組織が多く、制度も複雑。
 - ・ 牛、豚マルキン制度の生産費計算の中にも飼料価格が加味されており、重複している。
 - ・ 現行制度の存在が、日本の配合飼料価格を押し上げている要因の一つであり、マルキン制度も含めた制度及び組織の見直しにより生産者の負担を減らすべき。
- ③ 鶏卵生産者の経営安定化に向けた、鶏卵生産者経営安定対策事業の規模拡大と見直し
 - ・ 鶏卵生産者経営安定対策事業のうち「鶏卵価格差補てん事業」は、期途中で資金が枯渇せぬよう基金を拡大し、かつ中小企業のみ活用とする。
 - ・ 大企業は、鶏卵生産者経営安定対策事業のうち「成鶏更新・空舎延長事業」のみを利用可能とし、効果的な供給抑制を可能とする。

④ 疫病対策を施した鶏舎・豚舎への税制面の配慮

- ・ 鶏舎、豚舎は、不動産取得税を課税しないと定められているものの、鳥インフルエンザやPED対策として四方を壁に囲んだ堅牢な施設を取得した際も、不動産所得税の課税対象とならないように配慮。

(4) 農林畜水・共通

① 農林畜水産業の現場を義務教育の出張授業としてカリキュラム化

以 上

2. 林業関係要望

(1) 熊本地震対応

(利用促進)

① 九州産材（地域木材）の利用促進及び需要拡大策の推進

- ・国（国交省、農水省等）及び都道府県等が行う公共工事への地域木材の活用。
- ・仮設住宅および復興住宅への地域木材の積極的活用支援策の創設。
- ・倒、損壊家屋の建替え及びリフォーム時において地域木材を活用した住宅などの木造建築物に対して、各種の補助・利子補給制度の創設。及び固定資産税の特別減税の施行。

(復旧制度)

② 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について

- ・被災した山林を所有する林業を生業とする事業者及び被災により使用できなくなった山林道を利用している林業を生業とする事業者に対する補償制度の創設。
- ・被災した製材工場等や再整備に時間を要する特殊な機械・設備などの復旧に対する支援制度の創設。
- ・主要幹線道路のみならず、山林道の早期復旧対策の構築。

(金銭的補助)

③ 被災事業者の二重債務問題の解消について

- ・被災により生産基盤を喪失した事業者は、既存債務の償還が困難になることが予想される中、事業再開のための資金を確保する必要があるため所謂「二重債務」の発生が懸念される。被災事業者等が、不安なく事業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長特例などの特別措置の設立。

(2) 最優先 要望事項

(利用促進)

① 住宅、非住宅および土木分野における国産木材の利用促進を図ること

- ・特に学校教育施設、医療・社会福祉施設等での確実な国産材の利用を図ることでの国産木材の用途拡大。

② 九州の温暖な気候を生かした超短伐期施業の試験への支援

- ・今後国内で需要増大が見込まれるラミナー、CLT、バイオマス用燃料、合板等に向けて、スギのスーパーエリートツリーや早生広葉樹等の植樹による、超短伐期施業の確立のための試験への支援。

③ 木質バイオマス発電の燃料を安定的に供給するための支援制度の確立

- ・木質バイオマス発電、特に未利用材を集荷するにはコストがかかるため、運送コスト等の支援制度創出および丸太生産能力を向上させるため、林道整備や人材育成を支援することにより、安定供給に寄与。

(森林整備・保全)

- ④ 温暖化防止や国土保全に寄与することから、森林を育むことの重要性を国民に向けて周知する取り組み等を継続して行うこと
 - ・森林荒廃による CO2 吸収量の低下および河川氾濫の際に問題となる流木被害等の防止のため、森林の整備の重要性、継続性の PR および森林整備に必要な予算(再造林・下草刈り)の確保。
- ⑤ 森林荒廃への危機に対応するため、再造林支援策の拡充
 - ・木材価格の低迷による林業経営体の再造林意欲の低下に対応するため、支援制度の拡充により、再造林を促す。
- ⑥ 公有林の管理・運営について、民間委託を導入すること
 - ・民間の創意工夫による施業の機会を設けることで、安定雇用の受け皿を創出し、意欲ある事業主体の育成促進。

(人材育成・担い手拡充)

- ⑦ 林業への新規就業の拡大および植林・伐採等が行える現場技能者を支援するための「緑の新規就業」事業の拡充および林業専門教育の拡充
 - ・林業技術者の高齢化が進んでいるため、「緑の新規就業」事業の拡充等により、新規就業者の確保および人材育成を推進すること。また、現在ある林業専門高校や研修施設の充実、専門大学の 신설など林業専門教育の拡充を図る。

(3) 要望事項

(利用促進)

- ① 2020 年東京オリンピック・パラリンピック施設等への九州産材の利用
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック施設の木材製品採用基準に国内認証を含めて対象を拡大すること。また、九州産認証材を利用した製材品を利用することで、国産材の利用を拡大。
- ② 木材利用ポイント事業の終了にともなう新たな地域材利用のインセンティブ制度の創出
 - ・「木材利用ポイント制度」の終了により無くなった、地域材利用のインセンティブ制度を創出して木材自給率の向上に寄与。

(森林整備・保全)

- ③ 林業における川上・川中・川下の情報共有化のための支援制度の確立
 - ・林業において川上・川中・川下の情報断絶が、ニーズに基づく供給体制構築の阻害要因となっているため、システム化や流通コーディネーターの育成等の支援制度の確立により、情報共有化を促進。
- ④ 森林施業を集約化する際に、問題となる不在山主や零細山主への対策を図る
 - ・森林経営計画を実施する際、問題となっている不在地主や零細山主への対策を図ることで集約化を促進。
- ⑤ 森林資源把握と地形データ収集のためのレーザー計測への補助制度の創出
 - ・日本の豊富な森林資源を活用するため、レーザーによる森林資源把握と地形データ収集への支援制度の創出。

(人材育成・担い手拡充)

⑥ 木造建築の設計技術者の育成および教育の拡充

- ・工学部建築学系の大学でのカリキュラムに木質構造等の木造建築関連の講義の必須化並びに一級建築士等の資格試験に大型木造建築関連の設問を出題すること。

⑦ 木造建築技術が発展途上である海外において、在来軸組工法の技術者の育成および教育の拡充への支援

- ・国産製材品の輸出増加のため、在来軸組工法の技術者育成および教育への支援拡充。

(認証関係)

⑧ 国産材利用拡大に必要とされる JAS 規格改定及び JAS 認定工場要件の実態調査

- ・現在ほとんど利用されていない国産スギ・ヒノキ利用のため、JAS の改定をするとともに、JAS 認定工場要件の整備のための実態調査。

⑨ 森林認証である FSC、PEFC や SGEC 認証取得のための助成の拡充を図ること

- ・環境に配慮した持続可能な森林経営の促進。

(研究開発)

⑩ セルロースナノファイバーの研究開発および利用方法の研究への支援。

- ・未来の素材として非常に期待されているセルロースナノファイバーの研究開発および利用方法の研究費の支援拡充。

⑪ 木質バイオマス燃料灰の安全性を確認し、安心して肥料として利用できる体制を早急に構築する必要がある。

以 上

3. 水産業関係要望

今回の震災では津波が発生しなかったこともあり、水産業への被害は農業ほどには大きくはなかったものの、陸上の養殖施設や水産物を輸送する物流網に甚大な被害が生じた。

こうしたことから、熊本震災に関する水産業の特別要望として、以下1、2の今後不測の事態が生じた場合の対策を要望し、3～9を定例の要望項目として列挙する。

(1) 内水面養殖施設の復旧・復興対策 ～内水面養殖水産業への共済制度構築～

今回の震災では、陸上の内水面養殖施設において生簀に亀裂が入るなどしたため、止む無く養殖魚を処分する等の被害が発生。海面漁業の場合、漁業共済制度がこうした被害のセーフティネットとなっているものの、内水面の陸上水産養殖には、このような共済制度がないため、天災の場合、全て自弁扱いとなる。今後、サステナビリティ（持続可能性）の高まりから、世界的にも養殖魚の需要増が見込まれる。国内においても養殖魚の育種や種苗生産に関する研究開発等、陸上の閉鎖環境での養殖が盛んになることが予想される。

- ・ ついては、海面養殖業と同様、天災によるリスクを軽減するため、内水面養殖水産業への共済制度を構築し、次代を担う養殖業の経営安定化を担保。

(2) 震災時における物流機能の確保 ～島原・天草・長島架橋構想の推進～

今回の震災では、物流の大動脈が滞ると言う事態が生じた。大分自動車道では、湯布院IC～日出JCT間が不通となったものの、東九州自動車道を迂回ルートとすることで、水産業における物流への支障は回避することが出来た。しかしながら、観光面への影響が甚大で、「関アジ」や「かぼすヒラメ」等の高級魚の需要が大幅に落ち込み、生産者の経営を圧迫する状況が続いた。一方、九州自動車道の植木IC～八代IC間が不通となったことで物流網が寸断され、養殖魚の主産地である熊本県天草市や鹿児島県長島町等の水揚・加工施設から、域外への出荷ができない状況が続いた。

- ・ ついては、今回の震災の教訓を活かし、九州西岸地域のリダンダンシー（冗長性）確保に向けた早急な対策を施すことが肝要との認識から、震災による経済活動や救援活動の滞りを最小限に抑制するためにも、島原・天草・長島架橋構想等の災害時に物流代替機能を発揮する事業を促進。

(3) 養殖業の産業競争力強化を国家戦略として推進

- ・ 完全養殖の技術確立や養殖業の費用低減、魚粉代替飼料の開発促進、養殖関連機器の制御や自動化技術の開発、養殖魚の輸出促進等を推進する「養殖業の産業競争力強化に向けた基本戦略」の策定を政府主導により推進し、業界が今後向かうべき方向性を提示。

(4) 養殖魚を中心とした水産物の輸出促進

- ・ 欧州向け HACCP 認証取得を促すための手厚い助成並びに取得後の工場新設・増設への助成。
- ・ ノルウェーの水産物審議会（NSC）のような、水産物輸出額の一定率を資金源として、水産物輸出マーケティングを世界的に展開できる組織（日本版 NSC）の設置。
- ・ 輸出未開拓国への鮮魚空輸に対する助成。

- ・ 中国・韓国向けへの放射性物質検査証明発給の簡略化（発給機関の追加含む）と日本産水産物の安全性PRの強化。
- ・ CO凍結に代わる鮮度保持技術の開発促進。

(5) 沖合域に輸出専用養殖漁場を新設

- ・ 養殖魚を積極的に輸出促進するため、現在の漁業権漁場で輸出専用漁場を確保できない等で漁場調整が困難な場合、漁業権漁場の沖合域に新たな養殖漁場として「輸出専用区画」（輸出専用区画漁業権）を新設。あるいは許可漁業の漁場である沖合域に「特区」措置で「輸出専用区画」を設定。
- ・ また、免許期間は、養殖魚の中長期的な輸出を推進するため10年とする。

(6) 養殖産業戦略研究所の九州への設置

九州地域は我が国養殖魚の一大生産地。世界的な水産物の食料需給逼迫を背景に養殖業の産業発展は急速に高まることが予想。

- ・ 既存の「増養殖研究所」といった研究開発だけにとどまらず、流通や加工、販売を含めた、養殖業を戦略産業として推進する「養殖産業戦略研究所」を九州に設け、養殖業の産業発展に新たな活路を創出。

(7) 養殖業の経営全般に亘るセーフティーネット構築

養殖業者は、投資回収が1年以上の長期に亘る。中小企業には、セーフティーネット制度が充実し、無担保で8,000万円、普通保証で2億円まで保証されている。

- ・ 中小・零細の養殖業者へも運転資金に関する同様なセーフティーネットを構築することで、経営リスクを軽減し、事業継続を後押し。

(8) 水産関連予算の加工業への配分増

- ・ 鮮魚の水揚げが多い時でも漁師が満足できる魚価で鮮魚を買い支えられるよう、6次産業化施策として、水揚げ港に加工と冷蔵施設を整備。
- ・ 品質保持技術を高度化（血合い部分の変色防止、流通過程での包装パックの改良、身質そのものの改良）する研究開発への手厚い助成。

(9) 地域水産業の担い手不足解消

地域雇用の受け皿として機能していた水産業だが、地域の少子高齢化も相俟って、こここのところ若年労働力の確保がままならない。現在の養殖業は、PC操作にはじまり、電気・土木・建築のノウハウや潜水技術の取得など、単純労働とはもはや言えない業務水準にあるが、海外実習生については、漁船漁業と養殖業の2職種のうち9作業（技能実習2号移行対象職種）しか認められていない。特に養殖業はホタテガイ・マガキ養殖作業しか認められていない。

- ・ 地域における人材不足の解消と実習生への技能移転という双方の観点から、広く海面・内水面養殖業において国際認証を取得する等の一定レベル以上の水産施設には、海外実習生の派遣を認め、地域水産業の担い手不足解消を実現。

以上